

表2 残留児童・生徒の状況

学校種別 及び 学校数	性別 児童生徒の 数		学年 (49・5・1 現在)	居住の形態				保護者の状況										
	男	女		家族 族 まと た同 は居	学寄 宿 舎に 居 の住	会寄 宿 舎に 居 の住	そ の 他	国内にいる 保護者		海外に在留している保護者たるべき者の状況					在留国名	在留都市地区名		
								父	母	海外在留期間								
										両親 以外 族	そ の 他	1年 〜 2年	2年 〜 3年	3年 〜 4年			4年 〜 5年	5年 以上
小学校 8校	○	○	1	○				○		○							ソ連	ボルゴグラード
		○	2	○		○		○		○							タイ	チェンマイ
		○	2	○					○		○						ベル	ビウラ市
		○	4	○				○				○					ザール	ルンバシ
		○	4	○				○									ガー	ク・ラ
		○	5	○				○			○						アメリカ	イサカ市
		○	6	○				○			○						ガー	アクラ
		○	6	○		○		○			○						インドネシア	東カリマンタン
	○	6	○				○			○						ブラジル	ミナス州	
	○	6	○				○						○			ドイツ	ベルリン	
小学校計	2	8		8	—	2	—	—	8	2	—	5	3	1	—	1	(9か国)	
中学校 3校		○	2	○					○							○	エジプト	カイロ
	○		2	○					○				○				ブラジル	ミナス州
	○		3	○					○								ガー	アクラ
中学校計	2	1		3	—	—	—	—	3	—	—	1	1	—	—	1	(3か国)	
高校1校		○	2	○					○						○	エジプト	カイロ	
高校計		1		1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1		
合計	4	10		12	—	2	—	—	12	2	—	6	4	1	—	3		

## 6 心身障害児実態調査（県単事業）

### (1) 調査の目的

この調査は、昭和54年4月1日から養護学校の義務制実施に伴い、養護学校の校舎、その他の施設、設備の確保と就学条件の整備を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の時期

昭和49年11月1日現在（調査日）

### (3) 調査の対象

この調査の対象は、調査日現在県内に在住する次の範囲に含まれる幼児及び児童・生徒とする。

- ① 学齢前幼児のうち、3歳児健診の対象となったもので、障害が認められる全幼児。
- ② 学齢児のうち「就学猶予」または「就学免除」の措置されている児童・生徒（ただし、障害以外の事由により措置されている児童・生徒を除く）。
- ③ 特殊学校以外の小（中）学校に就学中の児童・生徒のうち、養護学校就学が適当と認められる児童・生徒。
- ④ 現在特殊学校に就学中の児童・生徒のうち、高等部就学者を除く全児童・生徒。

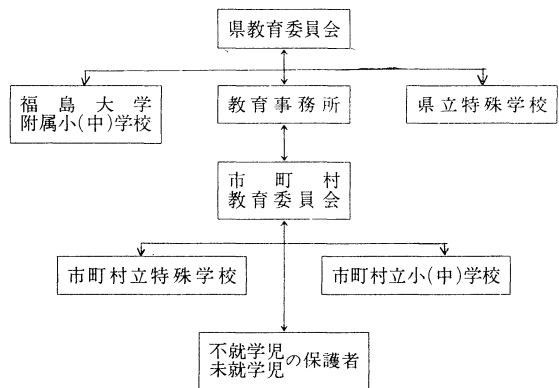
### (4) 調査事項

この調査の対象範囲に含まれる幼児・児童・生徒について、性別、年齢別、障害別及び同程度別にその実態を調べる。

### (5) 調査の方法

次の調査系統に従いアンケート方式により実施。

（調査系統図）



### (6) 調査実施の概要

この調査で「心身障害児」とは、学校教育法施行令第22条の2に規定された障害（故障）の程度の範囲内に含まれる程度の障害を持っている者と認められる児童・生徒で、そのうち養護学校就学が最も適当であると認められる児童・生徒である。

この心身障害児が現在県内にどのくらいの数が存在するか、またその程度の状況はどうか等を調べ、更に、昭和54